

注意事項

1 探偵業開始届出（届出手数料・・・なし）

- ① 営業を開始する前日までに営業所を管轄する警察署（防犯係）を経由して、公安委員会への届出書を提出しなければならない。

法人の場合、本社の所在地を管轄する警察署への届出ではありませんので、ご注意ください。

なお、本社が探偵業を営んでいない場合は、探偵業を営んでいる営業所のみ届出となり、本社は届出をする必要はありません。

- ② 探偵業者は、公安委員会に届出したことを示す内閣府令で定める様式を営業所の見やすい場所に掲示するとともに、事業の規模が著しく小さい場合その他内閣府令で定める場合を除き、ウェブサイトに掲載しなければなりません。

※ 標識は、探偵業者が作成しなければなりません。

※ 標識のサイズ、材質等

日本産業規格Aの紙、白色地に黒色文字及び枠線

※ 標識記載内容

- 届出書を提出した公安委員会の名称
- 届出書の受理番号
- 届出書を提出した年月日
- 商号、名称又は氏名
- 営業所の名称
- 営業所の所在地
- 営業所の種別
- 広告又は宣伝をする場合に使用する名称

※ 既に開始届出書を提出済みの探偵業者について、「届出書の受理番号」、「届出書を提出した年月日」に記載する事項については、探偵業届出証明書の「法第4条第1項の届出書を提出した年月日」欄に記載されている年月日及び探偵業届出証明書の番号になります。

※ ウェブサイトに標識を掲載しなくてよい場合とは

- 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
 - 当該探偵業者が管理するウェブサイトを持っていない場合
- のいずれかに該当する場合は、

常時使用する従業者6人以上、ウェブサイト有	掲示必要
常時使用する従業者6人以上、ウェブサイト無	掲示不要
常時使用する従業者5人以下、ウェブサイト有	掲示不要
常時使用する従業者5人以下、ウェブサイト無	掲示不要

※ ウェブサイトの掲示については、一般的な方法として

- ・ トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法
- ・ 「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換した標識データを表示させる方法

等の方法により、閲覧できるようお願いします。

2 探偵業廃止届出（届出手数料・・・なし）

探偵業の廃止の日から10日以内に届出書を提出しなければならない。

3 探偵業変更届出（届出手数料・・・なし）

探偵業法第4条の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内（届出に登記事項証明書を添付すべき場合は20日以内）に変更届出書を提出しなければならない。

営業所の移転の場合は、移転先を管轄する警察署へ変更届出書を提出すること。

なお、都道府県の区域を異にして所在地を変更する場合には、変更前の営業所が所在する都道府県を管轄する公安委員会に対して廃止届出書を提出し、変更後の営業所が所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会は開始届出書を提出すること。

また、他都道府県から転入された場合も同じ扱いとなる。